公益財団法人日本美術刀剣保存協会 伝位授与規程

平成24年4月 1日 制定 平成24年8月 1日 改正 平成24年9月10日 改正 平成26年7月25日 改正 平成27年3月19日 改正

(目的)

第1条 公益財団法人日本美術刀剣保存協会(以下「協会」という。)は、刀剣文化の 普及、振興の目的遂行の一環として、刀剣類の鑑定知識の向上並びに鑑賞指導者の 育成を図るため伝位を設け、それに関する必要な事項を定める。

(伝 位)

第2条 会員に授与する伝位は、「初伝位・中伝位・奥伝位待遇・奥伝位」の4段階 とし、段階を踏んで申請するものとする。それぞれに刀剣の部門と刀装・刀装具の 部門を置く。

(伝位審議会)

- 第3条 伝位授与については、随時開催する伝位審議会の答申により、中伝位以下は協会会長(以下「会長」という。)が、奥伝位待遇以上は協会理事会(以下「理事会」という。)がこれを決定する。伝位審議会は5名の委員をもって構成し、委員は協会職員及び刀剣類の研究家の中から理事会の協議を経て会長が委嘱する。
- 2 委員の任期は3年とし、重任を妨げない。

(申請方法)

- 第4条 伝位の授与申請者は、協会会員で、申請書(様式1)、履歴書(様式2)及び申請料を協会事務局に提出する。ただし、第8条第2号ただし書きの適用を受けようとする場合には、履歴書(様式2)に替えて、第8条第2号ただし書きの様式を提出するものとする。
- 2 昇格申請の場合も同様とする。
- 3 申請料金は、次のとおりとする。

初 伝 位2,000円中 伝 位5,000円奥伝位待遇7,000円奥 伝 位10,000円

(伝位授与)

第5条 伝位審議会の答申を受けた会長または理事会は、決定結果を速やかに申請者

に通知し、合格したときは、伝位料納付後に伝位証書を送達する。

2 伝位証書は、初伝位(様式3)、中伝位(様式4)、奥伝位待遇(様式5)及び奥 伝位(様式6)とし、協会所定の証書用紙を使用して作成する。

(伝位料)

第6条 伝位を授与される合格者は、次の伝位料を定められた期限内に協会に納付しなければならない。

初 伝 位20,000円中 伝 位50,000円奥伝位待遇70,000円奥 伝 位100,000円

2 既に納付された伝位料は、返還しない。

(伝位の取消し)

第7条 伝位授与者についてふさわしくない行為があったときは、会長は、伝位を取り消すことができる。ただし、奥伝位待遇及び奥伝位の取消しについては理事会決議を経なければならない。

(審査内容等)

第8条 伝位4段階の審査方法は、次のとおりとする。

(1) 初伝位

記述試験のみとする。申請により問題用紙を送付し、期日までに提出させる。 100点満点中80点以上を合格とする。

(2) 中伝位

協会において論文試験と実技試験を実施する。論文試験は、論題を与え解答時間は60分とし、実技試験は刀剣又は刀装・刀装具の鑑定で、各試験とも80点以上を合格とする。ただし、前規定にかかわらず、受験者が長い刀歴を持ち、協会が別に定める様式により刀剣類に関する詳細な経歴を添えて申請する場合には、論文試験は、問題用紙を送付し、期日までに提出させるものとし、実技試験は提出された経歴内容等により、伝位審議会の議を経て免除することができる。

(3) 奥伝位待遇

協会において論文試験と実技試験及び口頭試問を実施する。論文試験は論題を与えて解答時間は60分とし、実技試験は刀剣又は刀装・刀装具の鑑定で、 口頭試問は30分とし、各試験とも80点以上を合格とする。

(4) 奥伝位

協会において論文試験と実技試験及び口頭試問を実施する。論文試験は論題を与えて解答時間は60分とし、実技試験は刀剣又は刀装・刀装具の鑑定で、 口頭試問は30分とし、各試験とも80点以上を合格とする。

(伝位授与者の資格)

- 第9条 中伝位以上の伝位授与者は、協会の刀剣等指導員として登録することができる。
- 2 初伝位の授与者は、協会の刀剣等指導補助員として登録することができる。
- 3 刀剣等指導員及び刀剣等指導補助員については、別に定める。
- 4 奥伝位待遇以上は、協会の審査員の資格を有する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1 この規程の制定以前に取得した伝位は、継続する。ただし、「中伝位待遇」を 取得している者で、第2条に定める「中伝位」を取得しようとする者は、第4条 の定めに従い、申請書(様式1)、履歴書(様式2)及び申請料を協会事務局に 提出するものとし、協会は、第8条第2号の試験を免除し、申請に基づき、中伝 位を授与することができる。

なお、伝位を授与される者は、第6条の定めに従い伝位料を納付しなければならない。

2 この規程は、平成27年3月19日から施行する。